

# 現場説明書(技術的事項)

工事名 千田浄水場飽和消石灰棟屋上防水改修工事

---

## 1. 現場の状況

工事場所は千田浄水場敷地内です。  
工事期間中は、浄水場内すべての施設が稼働中です。

## 2. 工事内容

飽和消石灰棟の屋上防水改修工事です。

## 3. 留意事項

- ① 工事施工上必要な官公署への手続きは、受注者の責任において速やかに行ってください。
- ② 工事期間中は、適切な安全対策を講じ、職員、施設維持管理業者及び第三者の安全確保に細心の注意を払ってください。
- ③ 契約後、実施工程表は14日以内に提出するとともに、施工計画書等の承諾は速やかに受けてください。
- ④ 工事で既存工作物、機械等に損傷を与えないように対策を講じてください。
- ⑤ すべての施設は稼働中であり、施工時、警報の発報など管理運営に支障のないよう対応してください。

## 4. その他

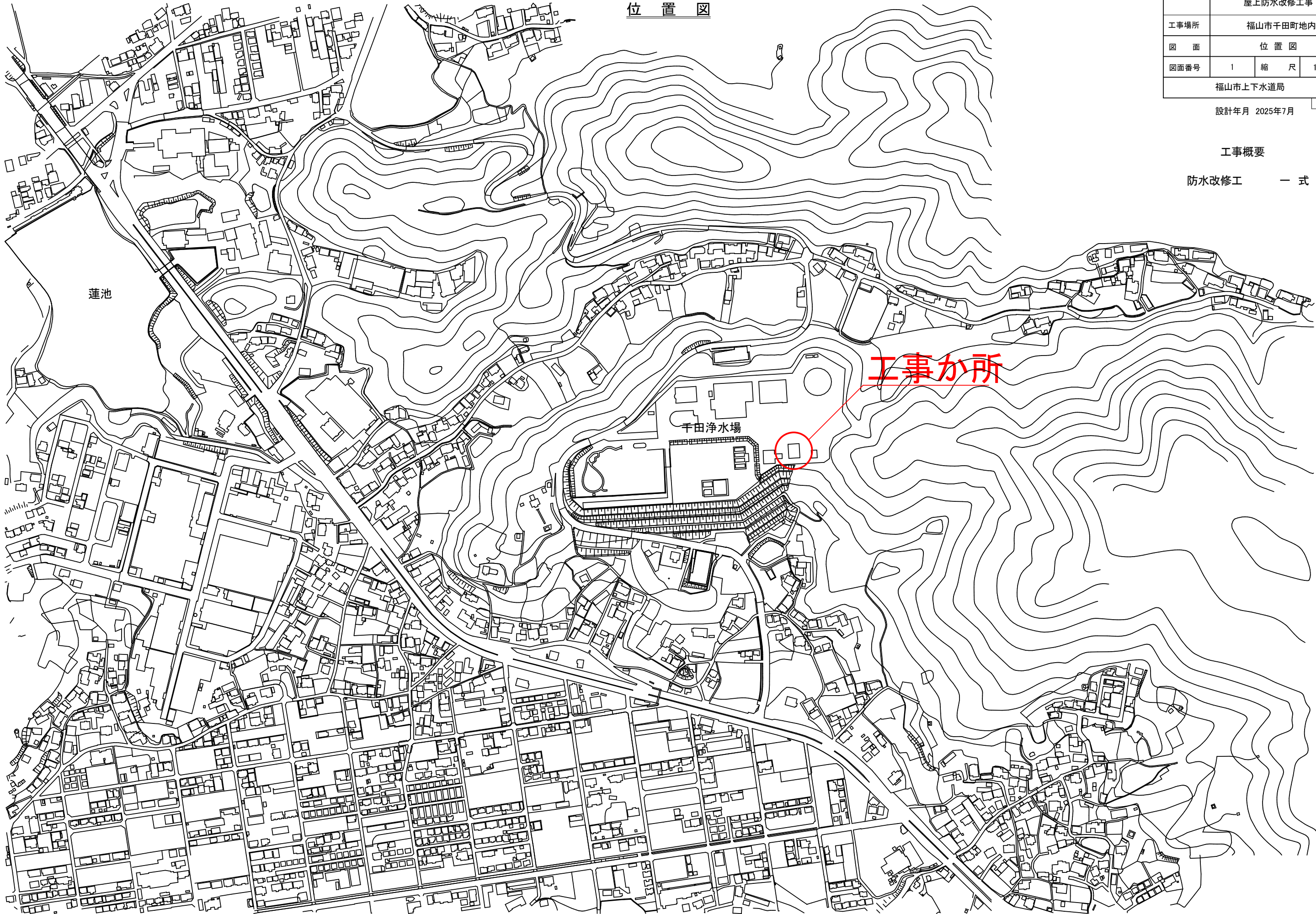
- ① 本工事施工場所は、稼働中の施設のため、浄水処理に支障を与えないように施工し、十分な施工管理(衛生面等)を行ってください。
- ② (定期の健康診断)  
第1条 受注者は、工事及び業務に従事する全ての者を対象に、おおむね6か月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症(赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等をいう。以下同じ。)の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して、定期の健康診断を行うものとする。  
2 受注者は、前項の規定により行った健康診断の結果を、速やかに発注者に報告するものとする。  
3 前項の規定による報告は、当該健康診断の前6か月以内に受診した当該健康診断の内容に相する健康診断の結果の報告をもって代えることができるものとする。  
4 本市の浄水場施設へ新たに入場する者については、名簿を作成し、第1項の健康診断の内容に相当する健康診断の結果(新たに入場する日の前1か月以内に実施したものに限る。)を添付して発注者に提出するものとする。  
5 本条の健康診断は、水道法第21条第1項及び同法施行規則第16条第1項に基づき行うものとし、これに係る経費は全て受注者の負担とする。

### (臨時の健康診断)

- 第2条 受注者は、工事及び業務に従事する者に、前条第1項中の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、速やかに発注者にその事実を報告し、感染症が発生した又は発生のおそれのある浄水場施設で従事している者全員(本市職員及び受注者以外で工事又は業務に従事している全ての者を含む。)を対象に、臨時の健康診断を行うものとする。  
2 受注者は、前項の規定により行った健康診断の結果を、速やかに発注者に報告するものとする。  
3 前条第1項中にある感染症の患者は、本市の浄水場施設に入場することはできないものとする。  
4 本条の健康診断は、水道法第21条第1項及び同法施行規則第16条第2項に基づき行うものとし、これに係る経費は全て受注者の負担とする。

### (定期の健康診断の免除)

- 第3条 前条の健康診断を行った月においては、第1条の健康診断を行うことは要しないものとする。



位置図

|          |                         |     |        |
|----------|-------------------------|-----|--------|
| 工 事 名    | 千田浄水場飽和消石灰棟<br>屋上防水改修工事 |     |        |
| 工事場所     | 福山市千田町地内                |     |        |
| 図 面      | 位 置 図                   |     |        |
| 図面番号     | 1                       | 縮 尺 | 1:5000 |
| 福山市上下水道局 |                         |     |        |

設計年月 2025年7月

A3:100%

工事概要

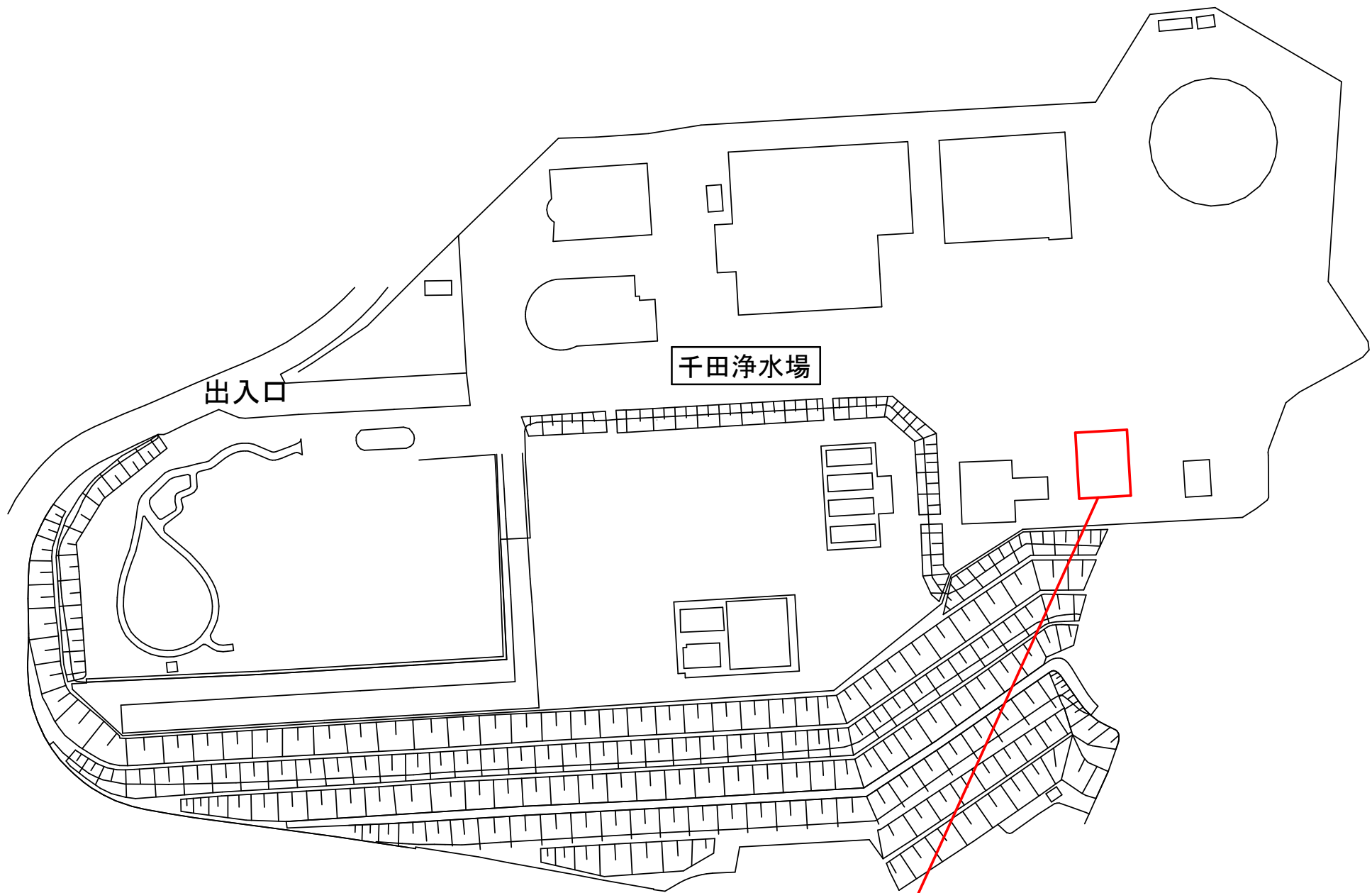
防水改修 一 式

|          |                         |     |     |
|----------|-------------------------|-----|-----|
| 工 事 名    | 千田浄水場飽和消石灰棟<br>屋上防水改修工事 |     |     |
| 工事場所     | 福山市千田町地内                |     |     |
| 図 面      | 配 置 図                   |     |     |
| 図面番号     | 2                       | 縮 尺 | NON |
| 福山市上下水道局 |                         |     |     |

設計年月 2025年7月

A3:100%

## 配 置 図

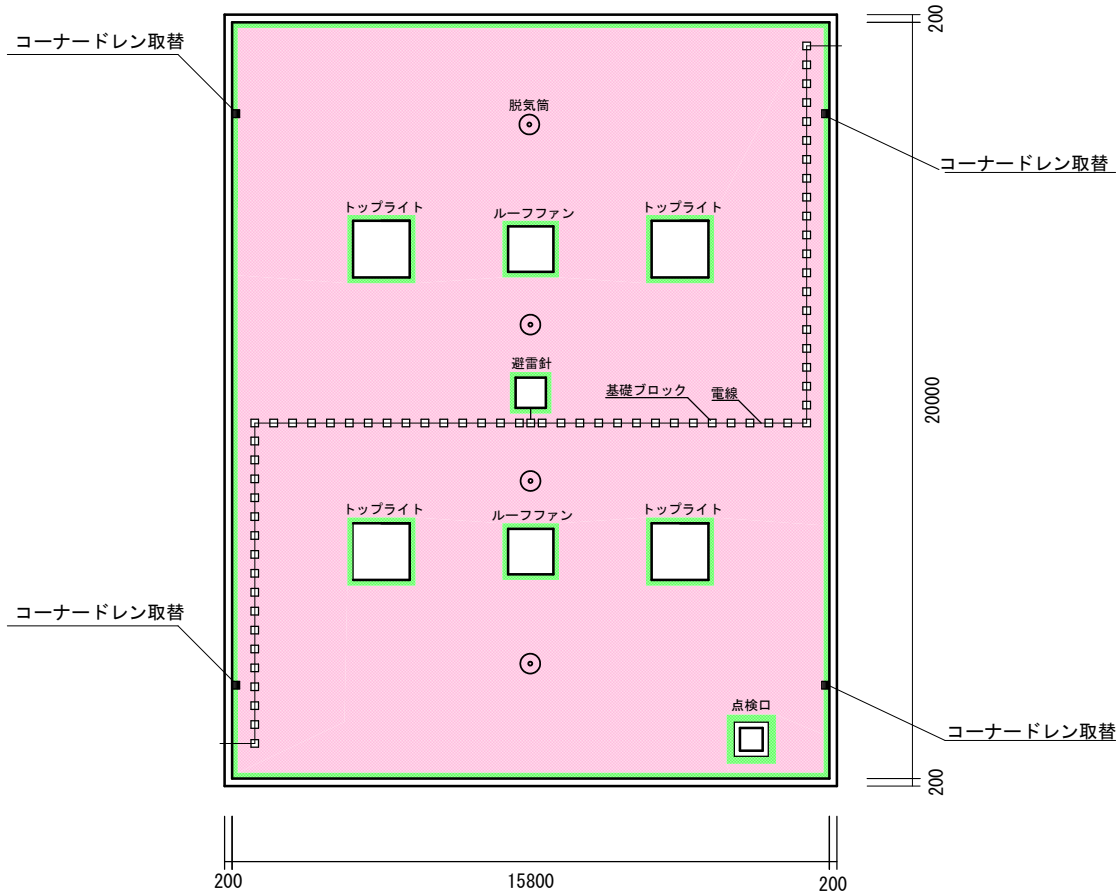


飽和消石灰棟

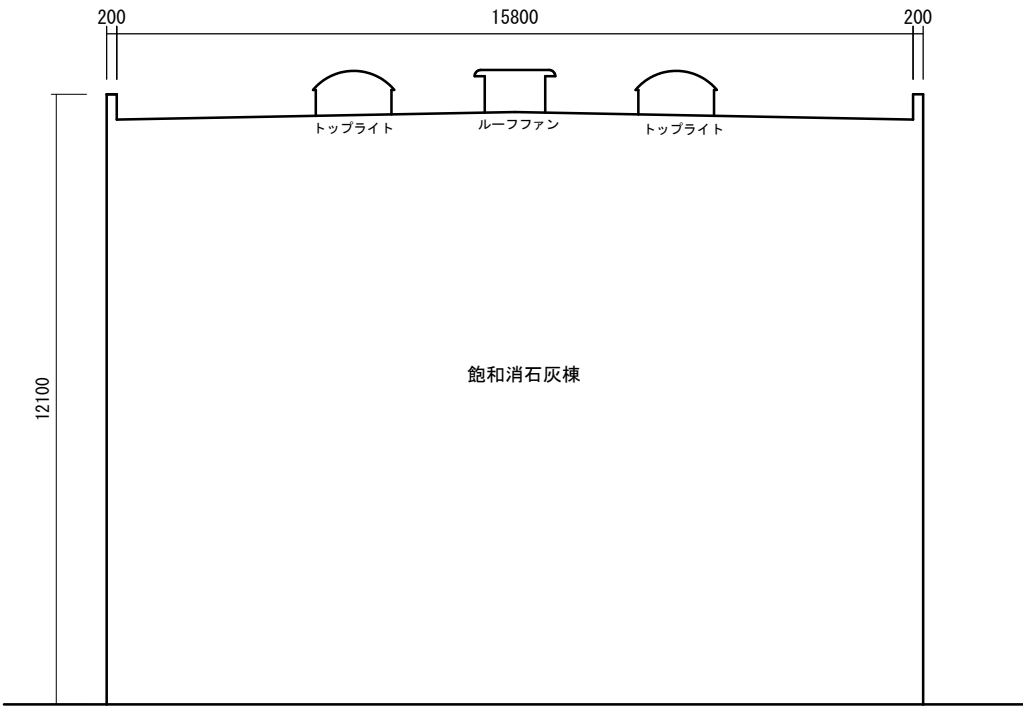
|         |                     |
|---------|---------------------|
| 工事概要    |                     |
| 1. 工事名称 | 千田浄水場飽和消石灰棟屋上防水改修工事 |
| 2. 工事場所 | 福山市千田町地内            |
| 3. 工事概要 | 防水改修工 一式            |
| 4. 別途工事 | ー                   |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仕様           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 1. 共通事項      | 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」による。また、石綿含有建材の除去及び処理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」による。<br>(1) 官公署手続き<br>受注者は関係官公署への必要な手続きを代行する。（官公署手続きは監督員の承諾後とする。）<br>(2) 地元企業及び地場製品の活用<br>受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。<br>(3) 疑義に対する協議等<br>設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。<br>(4) その他<br>本工事の工期は工事検査期間としての14日を含んでいる。<br>本工事は法定外の労災保険を見込んでいる |
| 2. 主任技術者     | 受注者は、主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名・工期・写真・所属会社名および証明印の入った名札を着用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3. 発生材の処理    | (1) すべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、建設リサイクル法という。）「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。<br>(2) 建設副産物情報交換システム（COBRIS）（一財）日本建設情報総合センター<br>受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。<br>(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト D票、E票の写し）を提出する。<br>(4) 撤去するシーリング材は石綿含有とみなし、適切に処分する。                                                                                                                |
| 4. 安全対策      | (1) 工程は、施設管理者と協議し施設運営に支障のないように努める。<br>(2) 入口から工事現場までの間は、施設と共同使用となるので安全の確保に努める。その他、必要に応じ仮囲いを設置する。<br>(3) 工事に際し、施設に破損を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 5. 施工計画書     | 工事の着手に先立ち、施工計画書を作成し、監督員に提出する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6. 使用材料      | 使用材料（見本を含む）は、監督員の承諾を得る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7. 工程表の提出    | 契約後14日以内に実施工程表を作成し、監督員に提出する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8. 防水保証      | 防水の保証期間は10年とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 9. 健康診断（検便）  | 受注者は、浄水場等で同一人が現場作業を開始する日から起算して、1か月以上工事または業務に従事するとき、または、期間の長短に関わらず直接水に触れる作業をするときは、水道法第21条に規定する健康診断（検便）を実施し、診断結果報告書を担当課に提出すること。<br>検便検査項目は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌（O-157）とし、実施期間は6か月ごとに1回とする。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 10. 自社施工対象工種 | 本工事は、受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等により、次の工種を施工しなければならない。<br>・防水工（仮設工事等付帯工事は除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 11. 週休2日適用工事 | 本工事は、福山市上下水道局週休2日適用工事の実施について対象外とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

屋上平面図 1/200



断面図 1/150



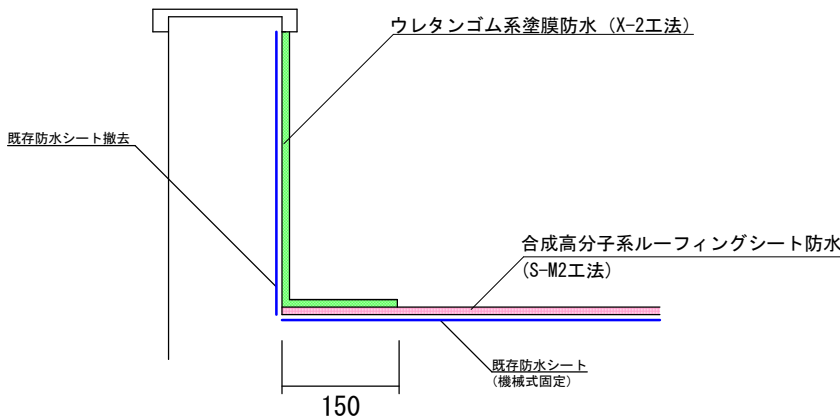
|              |                         |     |         |
|--------------|-------------------------|-----|---------|
| 工 事 名        | 千田浄水場飽和消石灰棟<br>屋上防水改修工事 |     |         |
| 工事場所         | 福山市千田町地内                |     |         |
| 図 面          | 平面図 断面図 詳細図             |     |         |
| 図面番号         | 3                       | 縮 尺 | 図示      |
| 福山市上下水道局     |                         |     |         |
| 設計年月 2025年7月 |                         |     | A3:100% |

| 凡例 | 改修内容                                                                       |
|----|----------------------------------------------------------------------------|
|    | 既 存：シート防水（機械固定）<br>改修内容：合成高分子ルーフィングシート防水<br>塩化ビニル樹脂系 t=1.5mm<br>S-M2機械固定工法 |
|    | 既 存：シート防水及び塗膜防水<br>改修内容：既存シート防水撤去<br>下地調整<br>ウレタンゴム系塗膜防水<br>X-2密着工法        |
|    | 4箇所：SUS脱気筒                                                                 |

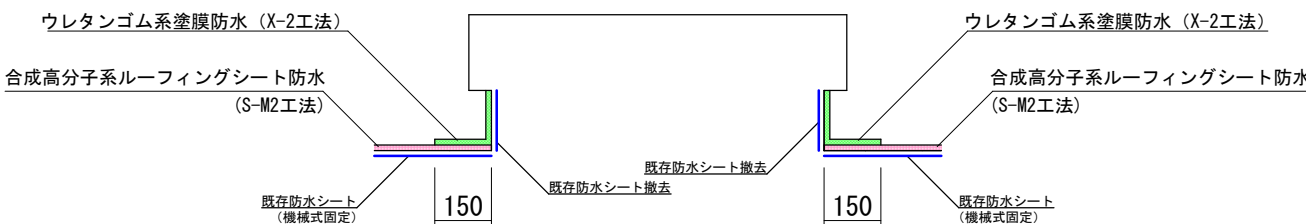
※下地処理はポリマーセメントにて補修とする  
※工事完成時に防水保証書（10年間）を提出すること  
※既設シーリング材は石綿含有とみなし、除去、処分すること

端部詳細図

屋上端部詳細図 1/10



トップライト部外詳細図 1/20



# 参考数量書

§ 工事名称                      千田浄水場飽和消石灰棟屋上防水改修工事

§ 工事場所                      福山市千田町地内

## 特記事項

- 1    この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2    数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」                      (建築工事建築数量積算研究会制定)

工事名称      千田浄水場飽和消石灰棟屋上防水改修工事

工事場所      福山市千田町地内

防水改修工   一式

[illegible]

[illegible]

[illegible]



[illegible]

[illegible]